

鵜沼地区にお住まいの皆様へ

2020年(令和2年)12月25日

津波災害警戒区域の指定に関する説明会の開催について

- 最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という基本理念のもとで、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」(通称:津波法)が平成23年12月に施行されました。
- 県では、津波法に基づく津波災害警戒区域(通称:イエローゾーン)の指定に向けて、地域の皆様への説明を進めています。
- このたび、イエローゾーンの説明会を次のとおり開催しますのでお知らせします。
- 新型コロナウイルス感染症の感染対策として、入場者数を制限するため電話申込制といたします。(※申し込み者多数の場合、同日に2回目を設定いたします。)

●説明会

- 【開催日時】 2021年(令和3年)1月30日(土曜) 午前10時00分~11時00分
- 【開催会場】 鵜沼市民センター ホール(先着70名)※電話申し込み
藤沢市鵜沼海岸2丁目10番34号(裏面の会場案内図ご参照)
- 【説明内容】 津波ハザードリスク、津波対策及び津波災害警戒区域の指定などについて、説明を行います。
- 【申込方法】 ※2021年(令和3年)1月4日(月)から受付開始
平日午前8時30分~午後5時までの間(土・日・休日を除く)
に電話にて◆お名前◆ご住所◆連絡先をお伝えください。
申込先:鵜沼市民センター地域づくり担当 電話 0466-33-2001

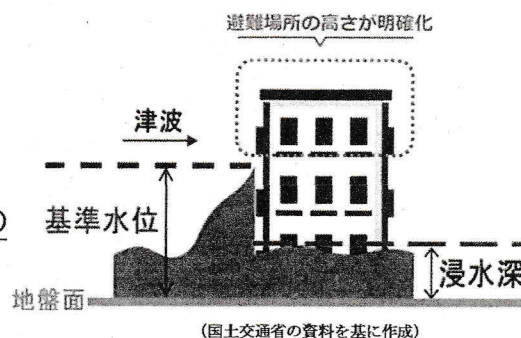
※片瀬地区・辻堂地区にお住まいの方への説明会も、別途開催します。

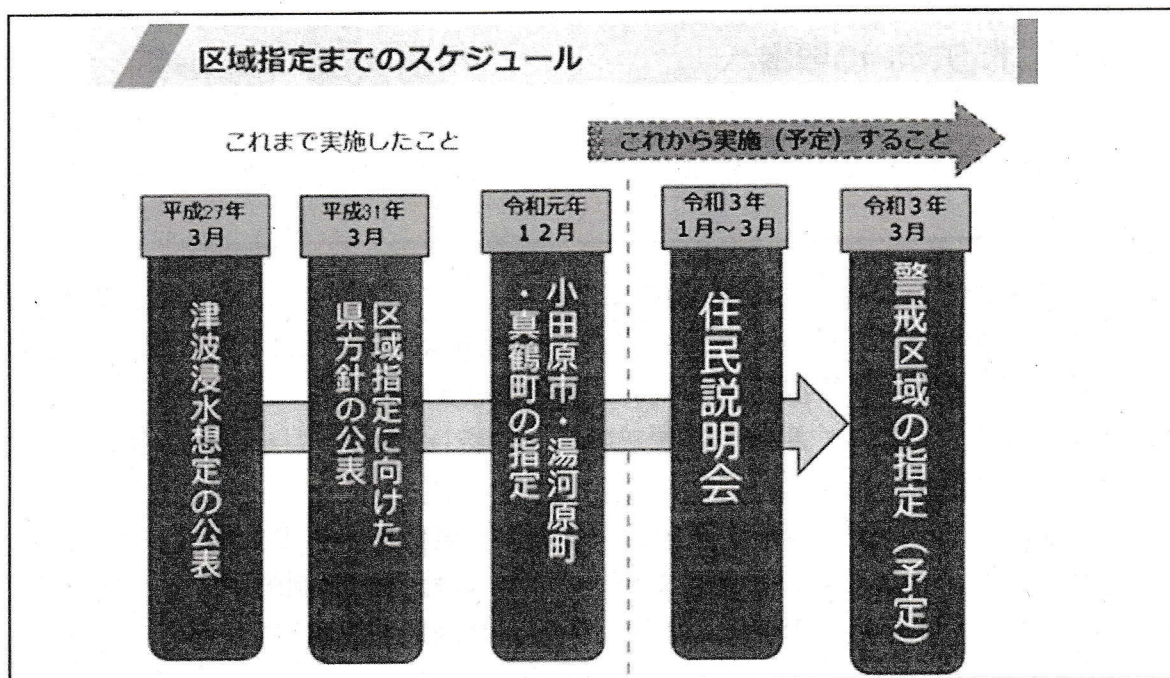
●イエローゾーンについて

- 津波浸水想定を踏まえて、警戒区域を指定します。
- 開発規制や土地利用規制はありません。
- 津波浸水想定で示した津波リスクに対して、警戒避難体制の整備を促進します。

【指定することの主な効果】

- (1) 基準水位(せき上げ高)により、避難場所の高さが明確化
- (2) 要配慮者施設等への避難確保計画の作成・訓練の義務化
- (3) 市町地域防災計画の拡充





＜説明会 会場案内図＞

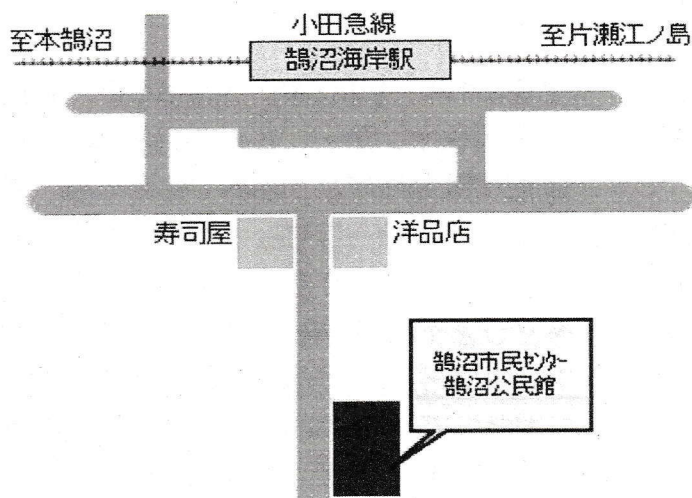
【説明会場】

鵜沼市民センター ホール

藤沢市鵜沼海岸2丁目10番34号

小田急「鵜沼海岸」駅から徒歩2分

※駐車スペースが少ないため、お越しの際は
できるだけ公共交通機関をご利用ください。



●問合せ先 1 津波災害警戒区域の指定について

神奈川県 くらし安全防災局 防災部 災害対策課 応急対策グループ

電話 045-210-1111 (内線3432)

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 なぎさグループ

電話 045-210-1111 (内線6516)

2 説明会について

藤沢市 防災安全部 危機管理課

電話 0466-25-1111 (内線 2432)

3 申し込みについて

鵜沼市民センター 地域づくり担当

電話 0466-33-2001